

ケアハウス豊泉家 芦屋山手

特定施設入居者生活介護  
介護予防特定施設入居者生活介護

運営規程

社会福祉法人 福祥福祉会

## ケアハウス豊泉家 芦屋山手

### 指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護 運営規程

この規定は、社会福祉法人福祥福祉会が設置するケアハウス豊泉家 芦屋山手（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項について定める。

#### （事業の目的）

##### 第1条

本事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の要介護（要支援）の状態に応じ、自己の有する能力を活用することにより、可能な限り自立した生活を営むことが出来るよう必要なサービスを提供することを目的とする。

#### （運営の方針）

##### 第2条

指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう必要な援助を行うものとする。

指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は工場を目指すものとする。

- 2、事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、その心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう必要なサービスを利用者の希望に沿って、適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3、サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者やその家族に対し理解しやすい説明を行い、その意思に基づき決定するものとする。
- 4、事業の実施にあたっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 5、前4項のほか、居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス等基準」という。）及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備

及び運営並び指定介護予防サービス等に係る介護予防等のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 11 年厚生省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## （事業所の名称等）

### 第 3 条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ケアハウス豊泉家 芦屋山手
- （2）所在地 兵庫県芦屋市剣谷 9 番 1 号

## （従業者の職種、員数及び職務の内容）

### 第 4 条

本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は以下のとおりとする。

- （1）管理者 1 名（常勤職員/併設するナーシングホーム豊泉家 芦屋山手(特別養護老人ホーム)と兼務)

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

- （2）計画作成担当者 1 名（ただし、業務の状況により兼務することが出来る）

介護支援専門員は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成し、同意の上、交付する。

- （3）生活相談員 2 名

生活相談員は、利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、自立した生活が営むことができるよう利用者の社会生活に必要な支援を行うものとする。

- （4）看護師 2 名以上（ただし、業務の状況により増員することができる）

看護職員は、利用者が安全にサービスを利用できるよう、常にその疾病や身体の状態及び精神面の状況等、健康状態に注意するとともに健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

- （5）介護職員 38 名以上（ただし、業務の状況により増員することができる）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- （6）機能訓練指導員 1 名（常勤職員）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- （7）職員の員数については、業務が適正に行われるよう状況により増員又は減員することができる。但し、職員の員数を減員する場合は、「居宅サービス等基準」「指定介護予防サービス等基準」の規定を下回らない範囲とする。

## (指定特定施設入居者生活介護の定員及び居室数)

### 第5条

事業所の利用定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員 80人とする。
- (2) 居室数 個室80室とする。

## (指定特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護)の内容)

### 第6条

指定特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護)の内容は次のとおりとする。) )

- (1) (介護予防) 特定施設サービス計画の作成
- (2) 食事(粥食、刻み食及びこれらに伴う介護を含む)の提供
- (3) 排泄の介助(オムツ交換を含む)、移動・移乗の介助その他日常生活上必要な介助
- (4) 週2回を標準とした入浴(介助浴等の介護を含む)の提供
- (5) 離床、着替え、整容その他の生活上の世話
- (6) 機能訓練並びにこれを目的とするレクリエーションの提供
- (7) 健康管理及び必要に応じ、主治の医師及び家族への報告
- (8) 相談及び助言
- (9) 四季を通じての年中行事の提供

## (利用料等)

### 第7条

指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

2、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができるものとする。(費用に関しては、ケアハウス豊泉家 芦屋山手 利用料表参照)

- (1) 居住に要する費用
- (2) サービスの提供に要する費用
- (3) 生活費
- (4) 居室水光熱費
- (5) 手厚い介護費

- (6) 希望に合わせて特別な食費
  - (7) 希望に合わせて寝具貸出代
  - (8) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収するものとする。
- 3、月の途中における入居において、日割り計算を行い、月額を徴収するものとする。
  - 4、月の途中における退居において、日割り計算を行わず、月額を徴収するものとする。
  - 5、契約期間中の一時外泊及び入院期間について、居住に要する費用、サービスに要する費用、生活費において、日割り計算を行わず、月額を徴収するものとする。
  - 6、食費について、死去、入院により未摂取であった朝食・昼食・夕食それぞれの食材費の相当額（朝食 79 円/昼食 236 円/夕食 220 円）が減算される。なお、特別な食費に要する費用は相当額に加えて朝食 69 円/昼食 209 円/夕食 195 円を加えた額が減算される。外泊、外出においては、7 日前までに欠食を申し出た場合に限り、未接種であった朝食・昼食・夕食それぞれの食材費相当額の減産を行うものとし、これに基づかない場合、減算は行わないものとする。なお、特別な食費に要する費用は相当額に加えて朝食 69 円/昼食 209 円/夕食 195 円を加えた額が減算される。
  - 7、契約期間中の食費については、次の場合において 1 食ごとの食材費相当額を減算するものとする。
    - (1) 外出・外泊の場合（7 日前までに届け出があった場合のみ減算の対象とする。）
    - (2) 月途中に入院・退居の場合
    - (3) 入院・死亡による場合
  - 8、前 4 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。
  - 9、指定特定入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けけるものとする。
  - 10、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付するものとする。
  - 11、第 2 項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者及びその家族に対して変更を行う日の 2 ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更するものとする。

## (衛生管理等)

### 第 8 条

指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2、指定特定施設入居者生活介護事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよ

うに必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

## (サービス利用にあたっての留意事項)

### 第9条

サービス提供の開始にあたって、あらかじめ利用申込書、又はその家族に対し、本運営規程の概要、その他の利用者がサービスの選択を判断する上で必要な事項について記した「重要事項説明書」を交付し、説明を行い、当該事業のサービス提供について利用者の同意を得るとともに、サービス提供に関する契約を文書により締結するものとする。

- 2、利用申込者又は利用者が入院治療を要する者であること等利用申込者又は利用者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じるものとする。
- 3、事業所は、サービスの提供を求められたときは、利用申込者の被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及びその有効期限を確認するものとする。また、利用申込者が要介護認定の申請を行っていない場合は、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 4、事業所は、必要と認めるときは利用者の要介護認定等の更新申請を遅くともその有効期限が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 5、利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供との密接な連携に努めるものとする。

## (居室移動を行う際の条件及び手順)

### 第10条

事業所は、当該事業の介護サービスを利用者個々の心身の状況並びにその置かれている環境に応じ、適時・適切に提供するため、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員と協議し、以下に該当する場合、利用者の居室移動を行う権限を有するものとする。

- (1) 近接する他の利用者との共同生活において、よりよい人間関係を構築することが必要と判断される場合。
  - (2) 認知症状の進行及び改善に伴い、これまでの生活環境下において生活が不適切と判断される場合。
  - (3) 身体機能の低下及び向上に伴い、これまでの生活環境下において生活が不適切と判断される場合。
- 2、前項に基づき、居室移動を行う場合は、以下の手順によるものとする。
- (1) 管理者及び専門職による協議を行い、事業所として決定する。
  - (2) 介護支援専門員が作成する特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき利用者及びその家族に説明を行う。

## (緊急時における対応方法)

### 第 11 条

指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）従業者は、指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供を行っているときに利用者の容態、病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

## (事故発生時における対応方法)

### 第 12 条

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故の発生防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2、事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3、事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 4、事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## (人格の尊重)

### 第 13 条

事業者は、当該事業利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供しなければならない。

## (身体拘束に関する措置)

### 第 14 条

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対し危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次にあげることに留意して必要最低限の範囲内で行うことができ、その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行うものとする。

- (1) 切迫性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限るものとする。
- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限るものとする。

- (3) 一時性 :利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとします。

## (虐待防止に関する措置)

### 第15条

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定を行う。
- (2) 成年後見人制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・推進するための研修を実施する。

- 2、事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## (非常災害対策)

### 第16条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

## (個人情報保護)

### 第17条

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2、従業者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4、事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、あらかじめ文書で利用者又はその代理人から同意を得ない限り、他の保健・医療・福祉サービス機関等に利用者の個人情報を提供しないものとする。また、利用者の家族の個人情報についても同様に扱うものとする。但し、利用者の生命又は身体を保護する上で緊急やむを得ない場合はこの限りではない。
- 5、事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

## (苦情への対応)

### 第 18 条

指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2、本事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に関し、介護保険法 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3、本事業は、提供した指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

## (研修による計画的な人材育成)

### 第 19 条

事業者は、適切な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2、前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行う事により、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 3、事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。
  - (1) 採用時研修 : 採用後 3 ヶ月以内
  - (2) 継続研修 : 年 2 回以上

## (運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

### 第 20 条

事業者は、その提供する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2、事業者は前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

## (暴力団等の影響の排除)

### 第 21 条

事業者は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

**(記録の整備)**

**第 22 条**

事業所は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスに関する記録を整備し、そのサービス提供の完結の日から5年間保存するものとする。

**(その他運営についての重要事項)**

**第 23 条**

事業者はこの規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福祥福社会と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

**附 則**

この規定は、令和4年4月1日から施行する。